

**商店街でんき／TERASEL でんき 電気料金メニュー約款 (TERASEL/超 TERASEL)
新旧対照表**

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更
- ・九州エリア版の追加

2. 電気料金メニュー約款 (バリューズでんき／TERASEL でんき) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後		
表紙	<p>電気料金メニュー約款 (商店街 de でんき)</p> <p>小売電気事業者：<u>九電みらいエナジー株式会社</u></p>	<p>電気料金メニュー約款 (TERASELでんき) TERASELプラン・超TERASELプラン</p> <p>小売電気事業者：<u>九州電力株式会社</u></p>		
第1条	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、<u>賛光電器株式会社</u>（以下、「<u>媒介事業者</u>」）が、当社の媒介事業者として<u>電気の販売を行い、当社が、九電みらいエナジー株式会社</u>が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで<u>東京電力パワーグリッド株式会社の供給エリア</u>へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本契約の定めを準用いたします。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、<u>九州電力株式会社</u>が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで<u>一般配送電事業者の供給区域</u>へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</p>		
第4条 第1項	<p>1. おうちプラン B</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。</p>	<p>1. TERASEL・超TERASEL (北海道 B/東北 B/東京 B/中部 B/北陸 B/九州 B)</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">北海道、東北、東京 エリア</td> <td style="text-align: center;">標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市)
北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市)			

	ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)

(3) 契約電流

(a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
 (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
 (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または (b) で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	606 円 34 銭
契約電流 30 アンペア	909 円 51 銭
契約電流 40 アンペア	1,212 円 68 銭
契約電流 50 アンペア	1,515 円 85 銭
契約電流 60 アンペア	1,819 円 02 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時まで の 1 キロワット時につ	29 円 20 銭
------------------------------	-----------

(3) 契約電流

(a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
 (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
 (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または (b) で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

き	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 60 銭
上記超過 1 キロワット時につき	39 円 57 銭

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	328 円 08 銭
---------	------------

2. 店舗プラン B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約電流

(a) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c) 電気の使用実態に応じ、(a)または (b) で定めた契約電流が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	623 円 50 銭
契約電流 30 アンペア	935 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,247 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,558 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,870 円 50 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 80 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 07 銭
上記超過 1 キロワット時につき	37 円 43 銭

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと 1 月の料金は、次の最低月額料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	328 円 08 銭
---------	------------

第 4 条
第 2 項

3. おうちプラン C

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

2. TERASEL・超TERASEL（北海道 C/東北 C/東京 C/中部 C/北陸 C/九州 C）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび

び 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

び 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。

北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
中部、北陸、九州 エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアン	303 円 17 銭
----------------	------------

ペアにつき

(b) 電力量料金
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 20 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 60 銭
上記超過 1 キロワット時に つき	39 円 57 銭

4. 店舗プラン C

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	311 円 75 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 80 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 28 銭
上記超過 1 キロワット時につき	35 円 90 銭

第 4 条
第 3 項

3. TERASEL・超TERASEL (関西 A/中国 A/四国 A)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
-------------	--------------

(3) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたもの

		<p>とし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 料金 最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>		
<p>第 4 条 第 4 項</p>		<p>4. TERASEL・超TERASEL (関西 B/中国 B/四国 B)</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="885 958 1481 1032"> <tr> <td data-bbox="885 958 1257 1032">関西、中国、四国エリア</td> <td data-bbox="1257 958 1481 1032">標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1000</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によ</p>	関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ			

		<p>って算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>
--	--	--

<p>第 4 条 第 5 項</p>	<p>5. 動力プラン</p> <p>(1) 適用条件 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。</p>	<p>5. TERASEL 低圧電力 (北海道/東北/東京/中部/北陸/関西/中国/四国/九州)</p> <p>(1) 適用条件 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="901 1870 1460 2116"> <tr> <td>北海道、東北、東京 エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td>中部、北陸、関西、 中国、四国、九州</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸、関西、 中国、四国、九州	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50
北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)					
中部、北陸、関西、 中国、四国、九州	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50					

	エリア	ヘルツ)																														
<p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたします。]</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="284 712 874 974"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の 2 台の入力につき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 2 台の入力につき</td> <td>95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="284 1041 874 1478"> <tr> <td>最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント</td> <td>最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき 90 パーセント</td> <td>次の 14 キロワットにつき 90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき 80 パーセント</td> <td>次の 30 キロワットにつき 80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント</td> <td>50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント</td> </tr> </table> <p>(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p>	最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のもの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	<p>(3) 契約電力</p> <p>(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたします。]</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1" data-bbox="906 712 1500 974"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の 2 台の入力につき</td> <td>100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 2 台の入力につき</td> <td>95 パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90 パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="906 1041 1500 1478"> <tr> <td>最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント</td> <td>最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき 90 パーセント</td> <td>次の 14 キロワットにつき 90 パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき 80 パーセント</td> <td>次の 30 キロワットにつき 80 パーセント</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント</td> <td>50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント</td> </tr> </table> <p>(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。</p> <p>(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p>	最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント	次の 2 台の入力につき	95 パーセント	上記以外のもの入力につき	90 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	
最大の入力のものから		最初の 2 台の入力につき	100 パーセント																													
		次の 2 台の入力につき	95 パーセント																													
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント																														
最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント																															
次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント																															
次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント																															
50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント																															
最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント																														
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント																														
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント																														
最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント																															
次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント																															
次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント																															
50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント																															

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1,000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,098 円 05 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第2条1に記載の期間とし、その他季とは、第2条2に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して得た値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

夏季料金	契約電力×135 キロワット時までの1キロワット時あたり	26 円 28 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	40 円 71 銭
その他季料金	契約電力×135 キロワット時までの1キロワット時あたり	24 円 78 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 36 銭

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を用いて、電灯または小型機器を使用することはできません。

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1,000

(4) 電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を用いて、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客様が、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

(b) お客様が、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

別紙 2

(追加)
別紙 2 料金メニュー表
9.九州エリア
(1) TERASEL九州 B / 超TERASEL九州 B

区分		TERASEL九州 B	超TERASEL九州 B
基本料金	契約電流 20A	602.78 円	632.48 円
	契約電流 30A	904.17 円	948.72 円
	契約電流 40A	1205.56 円	1,264.96 円
	契約電流 50A	1,506.95 円	1,581.20 円
	契約電流 60A	1,808.34 円	1,897.44 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	17.49 円	18.19 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	22.81 円	22.96 円
	300kWh 超過	25.66 円	24.38 円
最低月額料金		335.34 円	335.34 円

(2) TERASEL九州 C / 超TERASEL九州 C

区分		TERASEL九州 C	超TERASEL九州 C
基本 料金	契約容量 1kVA につき	298.42 円	316.24 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	17.32 円	18.19 円
	120kWh をこ え 300kWh ま で	22.58 円	22.96 円
	300kWh 超過	25.40 円	24.38 円

(3) TERASEL九州低圧電力

区分		TERASEL九州低圧電力	
基本 料金	契約電力 1kW につき	972.63 円	
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×120kWh まで	16.54 円
		上記超過	26.10 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	その 他季 料金	契約電力 ×120kWh まで	14.93 円
		上記超過	23.57 円